

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第58号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第21条の2 復興危機管理室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>林野火災復旧復興推進課長専決事項</p> <p>（1） 令和7年大船渡市林野火災による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>（復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第21条の2 復興危機管理室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>林野火災復旧復興推進課長専決事項</p> <p>（1） <u>令和7年大船渡市林野火災及び令和8年大槌町林野火災</u>による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。</p> <p>2～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。